

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年2月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200413号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与についての賃金台帳等の資料を保管しておらず、賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間当時における請求者の住所地であるB市においても、請求期間当時の住民税申告書の写し、住民税課税基礎資料などは保存期間を経過しているため提供できない旨回答している。

さらに、請求者についても請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳を所持していないほか、賞与が振り込まれた金融機関の口座について記憶しておらず、請求期間に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認及び推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認及び推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。